

異議申立書（下水道使用料2）

平成25年8月9日（金）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一

下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号
氏 名 三国谷清一
年 齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成25年8月5日付平成25年度下水道使用料督促状による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成25年8月6日

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

私本件異議申立人三国谷清一については、平成25年度6月分に係る水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書に記載されている納入期限から20日目に督促状が発行されているが、私以外の平成25年度6月分下水道使用料未納者については督促状が発行されていない。これは私を狙い撃ち的に滞納処分をしようとする不公平な差別的な取扱であり、本件処分は違法・不当である。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」とこの督促状に書かれていました。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

